

# はじめに



我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える状態が続いておりましたが、平成18年に施行された自殺対策基本法に基づき、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、令和元年には約2万人に減少するなど着実に成果をあげてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年以降、再び増加に転じており、国においては、社会経済情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、令和4年10月に自殺総合対策大綱が見直され、総合的な自殺対策の推進・強化が図られております。

本市におきましては、平成25年度に自殺対策をセーフコミュニティにおける重点分野の一つに位置付け、平成29年度に策定した「鹿児島市自殺対策計画」に基づき、関係機関のご協力のもと、各施策を積極的に推進してまいりましたが、この度、国の動向等を踏まえ、本市の実情に即した自殺対策を推進するため「第二次鹿児島市自殺対策計画」を策定しました。

本計画では、前計画の評価も踏まえ、ネットワークの強化や人材の育成、市民の皆様への啓発・周知など5つの基本施策とともに、自殺のリスク要因・ハイリスク層に焦点を絞った対策として、これまでの「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」に、新たに「女性」を加えた4つの重点施策に取り組むこととしております。

「誰も自殺に追い込まれることのないのち支える鹿児島市」の実現に向け、本計画に基づく各施策をさらに全庁的に展開し、国・県など関係機関との緊密な連携を図りながら、市民の皆様とも一体となって推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やお力添えを賜りました鹿児島市自殺予防対策委員会の委員の方々をはじめ、関係各団体・機関の皆様、パブリックコメント手続を通じて貴重なご意見・ご協力を賜りました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

鹿児島市長 下鶴 隆央

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	P 1
2. 計画の位置づけ	P 1
3. 計画の期間	P 2
4. 計画の数値目標	P 2
5. 評価の結果について	P 3
6. 計画の進行管理について	P 3

## 第2章 鹿児島市の自殺の現状

1. 13のポイント	P 5
2. 自殺者数と自殺死亡率の推移	P 6
3. 中核市の自殺死亡率	P 7
4. 年代別自殺者数の推移	P 7
5. 年齢階級別の死因順位	P 8
6. 年代別・性別の自殺死亡率と自殺者数	P 8
7. 同居人の有無別・性別・年代別の自殺死亡率と自殺者数	P 9
8. 男女別にみた有職者と無職者の割合とその内訳	P 9
9. 仕事の有無別・性別・年齢階級別の自殺死亡率	P10
10. 職業別・性別の過去5年間ごとの自殺者数の平均	P10
11. 原因動機別・性別の過去5年間ごとの自殺者数の平均	P11
12. 自殺者の自殺未遂歴	P11
13. コロナ禍での影響	P12
14. 対策が優先されるべき対象群	P12

## 第3章 自殺対策における取組

1. 基本方針	P13
(1) 生きることの包括的な支援として推進	P13
(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	P13
(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	P14
(4) 実践と啓発を両輪として推進	P14
(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	P14
(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する	P15
2. 施策の体系	P15
3. 5つの基本施策	P16
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	P16
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	P17
基本施策3 市民への啓発と周知	P18
基本施策4 生きることの促進要因への支援	P19
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	P21
4. 4つの重点施策	P21
重点施策1 生活支援と自殺対策の連動	P21
重点施策2 高齢者の自殺対策の推進	P23
重点施策3 勤務問題に関わる自殺対策の推進	P26
重点施策4 女性の自殺対策の推進	P28

## 第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策の推進体制	P30
-----------	-----

## 資料編

資料1 関係法令	P31
資料2 生きる支援関連施策一覧	P32